

ROTARY CLUB
ITOIGAWA



2017～2018年度

糸魚川

ROTARY: MAKING A DIFFERENCE

ロータリー: 変化をもたらす



2018. 2. 22
第2778回例会
No.30

会 長 秋 山 澄 雄 クラブ会報雑誌 池 原 英 男
例 会 場 糸魚川信用組合本店 Tel.552-9880 (呼出)
例 会 日 毎週木曜日 12:30～13:30
創 立 1960. 9. 10 承 認 1960. 10. 12
事 務 局 新潟県糸魚川市寺町 糸魚川商工会議所内 Tel (025)552-1225
糸魚川RC HP <http://itoigawa-rc.jp> 第2560地区HP <http://www.rid2560niigata.jp/>

本日のプログラム

- ・点 鐘
- ・四つのテスト
- ・会 歌 それでこそロータリー
- ・秋山会長挨拶
- ・幹事報告
- ・委員会報告
ニコニコ箱担当委員
その他委員会
- ・卓 話
ゲスト 青木 秀明 様
(信越ポリマー株式会社 顧問)
「信越ポリマーという会社」
- ・点 鐘

※例会終了後、第9回定例理事会開催13:30～

次回例会プログラム

- ◇平成30年3月1日 (木)
ゲスト卓話
一般社団法人 糸魚川青年会議所
理事長 倉又 康 様
専務理事 小出 薫 様
「新年度事業の抱負」

出席報告

- ◆2月15日 (木) 19名

幹事報告

- ◆第25回麻雀同好会
日 時 平成30年2月15日 (木) 18:30～
場 所 まあじゃんクラブ

- ◆山本和則パストガバナーとの鮎鱈の会
日 時 平成30年2月17日 (土) 18:00～
会 場 ペンション・クルー
参加者 秋山君・藤巻君・猪又一君・黒石君
小田島君・小野垣君・建部君・山田君

- ◆第2回ロータリー財団セミナー・補助金管理セミナー
日 時 平成30年2月17日 (土)
受付・昼食 12:00～13:00
セミナー 13:00～16:30
会 場 ANAクラウンプラザホテル新潟
出 席 新保君

- ◇「障がい者就労促進・地区財団活動資金活用」セミナー
日 時 平成30年2月24日 (土)
・障がい者就労促進セミナー
14:00～16:00
・地区活動財団資金活用支援
16:10～16:45 (予定)
会 場 ホテルオークラ新潟 4階コンチネンタル
参加者 猪又勝君

- ◇第2560地区 第7分区 臨時会長・幹事会
日 時 平成30年2月28日 (水)
会 場 ホテルハイマート
出席者 秋山君・小野垣君
藤巻君 (ガバナー補佐)

- ◇平成29年度上越教育大学国際交流のつどい
日 時 平成30年3月6日 (火)
会 場 上越教育大学 大学会館1階第一食堂
参加者 猪又勝君

◇新入会員（入会1年～3年）研修セミナー

日時 平成30年3月17日（土）
 登録 13:00～13:30
 セミナー 13:30～16:00
 懇親会 16:00～17:30
 会場 ホテルオークラ新潟4階コンチネンタル
 懇親会費 6,000円
 対象者 2015年7月1日以降に入会された会員
 出席者 藤巻賢策君（ガバナー補佐）
 猪又直登君（2017.1）

◇2018-2019年度会長エレクト研修セミナー（PETS）

日時 平成30年3月24日（土）
 登録受付 9:30～10:00
 セミナー 10:00～15:25
 懇親会 15:25～17:00
 会場 ジオワールドVIP（三条市）
 登録料 13,000円
 参加者 猪又一君・斉藤直君

ニコニコ箱担当

秋山 澄雄君 ・本日は、高尾先生と加藤様、ご多忙の中、ありがとうございます。
 ・春日部南RCへメイクアップしてきました。

黒石 孝君 ・高尾さん、本日はよろしくお願ひします。
 ・昨日、内閣府で大臣表彰を受けてきました。当組合の復興まちづくりの活動が評価されました。ありがとうございました。

小野垣研一君 高尾先生、本日はようこそ。新聞やテレビで、成年後見制度をよく目にするようになりました。今日は、30分で一気に理解できるようお話を楽しみにしております。よろしくお願ひいたします。

大島 證道君 節分会の寺行事も多数の参加を戴き無事終わりました。

2月15日例会

ゲスト卓話
 高尾 知夕紀 様
 「成年後見制度について」



成年後見制度とは、認知症、知的・精神障がいなどの影響で判断能力が低くなっている方に対して、後見人等を選び、法律面・生活面で支援する制度である。

成年後見制度の目的は、誰もが高齢になる。誰もが障がいをもつかもかもしれない。→高齢になったとき、障がいをもったときでも、安心して生活できるような体制をつくる。

成年後見制度の理念(大切にしている考え方)として、【①自己決定の尊重、②残存(現有)能力の活用、③ノーマライゼーション(ノーマルにする、普通にする)誰でも普通の暮らしを送れるようにする】の3本柱である。

制度を利用することになり、判断能力が低くなってから後見人を選任となると、家庭裁判所が決定する(法定後見)、元気なうちに将来判断能力が衰えた時にどうしたいかや、後見人になってもらう人を契約で定めることもできる(任意後見)。

まだ自分には関係ないから、まだ早いからと思っていると、もしも判断能力が低くなってしまった場合、最終的には家庭裁判所の決定になるので、元気なうちに自分の将来は考えていてもらいたい。

たくさんの寄付をいただきました。
 ありがとうございます。(2月1日)
 大島證道君 米山 10,000円
 R財団 11,000円(\$100)

中央RCコーナー

2月23日(金)
 「ぼくの夢・わたしの夢」
 作文表彰式

個人寄付

2月15日例会

(円)

氏名	スマイル収入	ロータリー財団	米山財団	氏名	スマイル収入	ロータリー財団	米山財団
秋山 澄雄君	0	2,000	0	小野垣研一君	0	1,000	0
石黒 孝君	1,000	1,000	1,000	大島 證道君	2,000	500	500